

令和 3 年度実地指導概要

(介護保険事業関係)

令和 4 年 9 月

目 次

	頁
1 . 実地指導の実績	1
2 . R 3 年度文書指摘の概況	1
3 . R 3 年度文書指摘状況（介護保険施設・事業所別）	1
4 . R 3 年度文書指摘の主な事項（介護保険施設・事業所別）	2
5 . 文書指摘の主な事項（年度別）	3
6 . 文書指摘事項の具体的内容	4
7 . 介護報酬の返還状況（H 1 4 年度～ R 3 年度）	6

1. 実地指導の実績

区 分	実地指導対象数	実地指導数	実施率(%)
介護保険事業	1,445	235	16.3
施設サービス事業	121	23	19.0
居宅サービス事業 (内訳)	857	142	16.6
訪問介護	179	45	
訪問入浴介護	8	0	
訪問看護	58	19	
通所介護	205	27	
通所リハビリテーション	115	11	
短期入所生活介護	110	19	
短期入所療養介護	54	4	
特定施設入所者生活介護	33	2	
福祉用具貸与	46	8	
福祉用具販売	49	7	
介護予防サービス事業 (内訳)	467	70	15.0
訪問入浴介護	7	0	
訪問看護	58	19	
通所リハビリテーション	115	11	
短期入所生活介護	106	19	
短期入所療養介護	54	4	
特定施設入所者生活介護	32	2	
福祉用具貸与	46	8	
福祉用具販売	49	7	

実地指導対象数は、令和3年4月1日現在

2 . R 3 年文書指摘の概況

区 分	介護保険施設・事業所
実地指導施設・事業所数	235
文書指摘施設・事業所数	14
指摘率（％）	6.0
指摘件数	24

3 . R 3 年度文書指摘状況（介護保険施設・事業所別）

区 分	介護保険施設・事業所			
	施設 サービス	居 宅 サービス	計	指摘率 (B / A)
実地指導対象施設・事業所数	121	1,324	1,445	
実地指導施設・事業所数 A	23	212	235	
文書指摘を受けた施設・事業所数 B	0	14	14	6.0%
指 摘 事 項	指摘数	指摘数	指摘数	割合
	件	件	件	%
【人員に関する基準】	0	13	13	54.2
【設備に関する基準】	0	0	0	0.0
【運営に関する基準】	0	10	10	41.7
【介護給付費の算定及び取扱い】	0	1	1	4.1
【その他】	0	0	0	0.0
合 計	0	24	24	100.0

居宅サービスには、介護予防事業を含む

4. R3年度文書指摘の主な事項（介護保険施設・事業所別）

区 分	介護保険施設・事業所			
	施設 サービス	居 宅 サービス	計	指摘率 (B / A)
実地指導対象施設・事業所数	121	1,324	1,445	
実地指導施設・事業所数 A	23	212	235	
文書指摘を受けた施設・事業所数 B	0	14	14	6.0%
指 摘 事 項	指摘数	指摘数	指摘数	割合
	件	件	件	%
【人員に関する基準】	0	13	13	54.2
職員の不足、必要な資格がないなど	0	13	13	
【設備に関する基準】	0	0	0	0.0
設備居室、病室などの不備	0	0	0	
【運営に関する基準】	0	10	10	41.7
内容・手続きの説明・同意が不十分	0	0	0	
サービス提供の記録などの不備	0	0	0	
利用料の受領に関する不備	0	0	0	
サービスの取り扱い方針の不備・ 不徹底など	0	7	7	
運営規程の不備	0	0	0	
勤務体制の確保が不十分など	0	1	1	
重要事項等の掲示が不十分	0	0	0	
衛生管理が不十分	0	2	2	
個人情報取扱の不備など	0	0	0	
苦情解決体制が不十分など	0	0	0	
事故発生時の対策が不十分	0	0	0	
非常災害対策の不備	0	0	0	
その他	0	0	0	
【介護給付費の算定及び取扱い】	0	1	1	4.1
【その他】	0	0	0	0.0
合 計	0	24	24	100.0

居宅サービスには、介護予防事業を含む

5. 文書指摘の主な事項（年度別）

区 分	30年度	元年度	2年度	3年度	前年度比(%)
実地指導対象施設・事業所数	1,455	1,483	1,441	1,445	100.3
実地指導施設・事業所数 A	490	477	232	235	101.3
文書指摘を受けた施設・事業所数 B	39	14	7	14	200.0
指摘率（B / A）	8.0%	2.9%	3.0%	6.0%	200.0
指 摘 事 項	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	前年度 比(%)
【人員に関する基準】	16	8	0	13	皆増
職員の不足、必要な資格がないなど	16	8	0	13	皆増
【設備に関する基準】	0	0	0	0	-
設備、居室、病室などの不備	0	0	0	0	-
【運営に関する基準】	68	9	7	10	142.9
内容・手続きの説明・同意が不十分	8	1	0	0	-
サービス提供の記録などの不備	1	0	0	0	-
利用料の受領に関する不備	1	0	1	0	0.0
サービスの取り扱い方針の不備・ 不徹底など	8	5	4	7	175.0
運営規程の不備	7	0	0	0	-
勤務体制の確保が不十分など	12	1	1	1	100.0
重要事項等の掲示が不十分	9	0	0	0	-
衛生管理が不十分	11	1	0	2	皆増
個人情報取扱の不備など	5	1	0	0	-
苦情解決体制が不十分など	0	0	0	0	-
事故発生時の対策が不十分	0	0	0	0	-
非常災害対策の不備	0	0	0	0	-
その他	6	0	1	0	0.0
【介護給付費の算定及び取扱い】	12	5	5	1	20.0
【その他】	0	0	1	0	0.0
合 計	96	22	13	24	109.1

居宅サービスには、介護予防事業を含む

6. 文書指摘事項の具体的内容

(1) 介護保険施設の指摘事項

令和3年度の本県の指導監査対象であった介護保険施設は、介護老人福祉施設69、介護老人保健施設36、介護療養型医療施設12、介護医療院4の計121施設であり、実地指導した施設数は23（実地指導率19.0%）です。

令和3年度においては、文書指摘に至った施設はありませんでした。

(2) 居宅サービス（介護予防を含む）事業所の指摘事項

令和3年度の本県の指導監査対象であった居宅サービス事業所は857事業所、介護予防サービス事業所は467事業所、合計1,324事業所であり、実地指導を行った事業所数は212（実地指導率16.0%）です。

このうち文書指摘した事業所数は14（指摘率6.6%）です。

指摘件数は24件で、内訳は、人員に関する基準関係で13件、運営に関する基準関係で10件、介護給付費の算定及び取扱い関係で1件となっています。

文書指摘の内容は次のとおりです。

【人員に関する基準】

○職員の不足、必要な資格がないなど

（訪問介護）

- ・常勤のサービス提供責任者が配置されていない。
- ・常勤・専従の管理者が配置されていない。

（訪問介護・訪問看護）

- ・必要な数の介護職員・看護職員が配置されていない。

（訪問介護）

- ・必要な数のサービス提供責任者が配置されていない。

【運営に関する基準】

○サービスの取り扱い方針の不備・不徹底など

（訪問介護・通所介護・福祉用具）

- ・介護サービス計画及び福祉用具貸与計画について、その作成、説明、同意、交付及び変更が適切に行われていない。

（訪問介護）

- ・介護サービス計画について、居宅サービス計画に位置づけられていないサービスを対象としている。

○勤務体制の確保が不十分など

（訪問介護）

- ・勤務表について、併設の他事業所との勤務が明確に区別されていない。

○衛生管理が不十分

(訪問介護)

- ・従業者の健康状態を把握しないまま業務に従事させている。

【介護給付費の算定及び取扱い】

(通所リハビリテーション)

- ・通所リハビリテーション事業所において、必要な個別リハビリテーションを実施していないのに、短期集中個別リハビリテーション実施加算を算定している。

7. 介護報酬の返還状況（H14年度～R3年度）

	事業所数	介護報酬返還額 (千円)
H14年度	23	75,418
15年度	55	52,442
16年度	92	125,721
17年度	209	67,637
18年度	127	111,543
19年度	62	18,284
20年度	54	11,984
21年度	39	7,140
22年度	69	14,781
23年度	35	63,270
24年度	34	7,967
25年度	43	106,298
26年度	25	26,143
27年度	20	10,301
28年度	12	7,503
29年度	11	11,494
30年度	7	11,328
元年度	6	7,182
2年度	8	27,856
3年度	5	2,244
計	936	766,536